

所得税・市民税・県民税の申告はお早めに

こんな人は申告を してください

令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得等の状況が、右の①～⑦に該当する人は申告が必要です。ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ① 営業、農業、不動産等の所得がある
- ② 2カ所以上からの給与がある
- ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得がある
- ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金がある
- ⑤ 土地、建物等の譲渡所得がある
- ⑥ 源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している
- ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)の所得があり、各種所得控除を受ける

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、各種所得控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

申告書の入手方法

市から確定申告書等は送付しません。確定申告書類が必要な人は、国税庁HPから申告書用紙をダウンロードする、コンビニエンスストアのマルチコピー機で印刷する、刈谷税務署へ連絡し郵送で受け取る、又は北庁舎2階市民税課50番窓口にお越しください(市民税課窓口での配付は1月13日(火)から行いますが、数に限りがあります。各支所への配付はありません)。市民税・県民税申告書は昨年の状況に基づき、1月19日(月)に市から送付します。

申告書の提出方法

インターネットでの提出

申告には、国税庁電子申告・納税システム「e-Tax」をぜひご利用ください。パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した申告書を送付できます。詳細は国税庁HPを参照してください。



郵送での提出

確定申告書は名古屋国税局業務センター刈谷分室(〒448-8522住所不要)へ、市民税・県民税申告書は市民税課(〒446-8501住所不要)へ郵送してください。※確定申告書を提出した人は、市民税・県民税申告書の提出は不要です。

申告会場での提出

刈谷税務署又は市役所ほか市内3会場で申告書を提出できます。※詳細は次ページを確認してください。

申告に必要なもの(主な例)

③～⑤の書類はいずれも原本が必要です。

① 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるもの及び身元確認書類) ※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ。必要に応じて本人確認書類の写しの添付をお願いすることがあります。

② 源泉徴収票等、収入金額がわかるもの(必要に応じ、配偶者のもの) ※令和7年分の年金額が記載された「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」は1月中旬以降に日本年金機構から送付。

③ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書

④ 社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額証明書(申請不要)は、1月22日(木)に該当者へ市から送付します(年金から天引きされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。国民年金保険料については、日本年金機構から控除証明書が送付されます。

⑤ 医療費控除の明細書(本号6ページ「申告に関する主な制度について」の医療費控除を参照)

本市の申告会場で申告する人は、上記に加え、以下のものが
必要です

⑥ 認め印 ⑦ 筆記用具 ⑧ 申告者本人名義の口座(金融機関名、支店名、口座番号)がわかるもの(通帳等) ⑨ 確定申告のお知らせ(はがき又は封書。届いた人のみ)



申告会場について

刈谷税務署での申告

入場整理券が必要です。入場整理券は国税庁LINE公式アカウントによる事前発行又は税務署での当日配付の2つの方法で配付しています。配付状況に応じて、後日来場をお願いすることもあります。詳細は国税庁HP参照。

● 開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時(土)(日)(祝を除く。3月1日(日)は開設)

※刈谷税務署では原則申告する本人のスマートフォンを使用した申告指導を行っています。

※1月5日(月)～2月9日(月)の申告相談は、国税庁LINE公式アカウント又は、電話による事前予約制です。2月10日(火)以降は「入場整理券」が必要です。

■以下の申告相談は刈谷税務署へ

- ① 令和6年以前の所得税の申告
- ② 営業・農業・不動産所得の申告
- ③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ④ 申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、暗号資産の売却・使用による所得の申告
- ⑤ 退職所得を有する人(確定申告をする場合は、申告書への記載を省略できません)
- ⑥ 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑦ 贈与税・相続税・消費税の申告
- ⑧ 住宅借入金等特別控除の申請のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告
- ⑨ 住宅耐震(特定)改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告
- ⑩ 海外に居住している親族を扶養親族等として追加する申告

市役所・市内3会場での申告

● 受付時間 午前9時～午後3時

※会場では番号札を配付し、面接時間を指定します。正午～午後1時は番号札の配付のみ行います。

開催日	会場
1月29日(木)	北部公民館
1月30日(金)	(多目的ホール)
2月3日(火)	明祥公民館
2月4日(水)	(多目的ホール)
2月5日(木)	JAあいち中央 桜井支店
	(2階 大ホール)(姫小川町)
2月6日(金)	※例年と会場が異なります
2月16日(月)～ 3月16日(月)	市役所大会議室
※(土)(日)(祝を除く。)	(本庁舎3階)

※市役所以外の会場に来場する際は、スリッパと靴袋を持参してください。

例年いずれの会場も、初日や開場直後は混雑します。混雑を避けた来場をお願いします。

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料です。

※申告時点で本市に住居登録のない人は、住民登録のある市区町村が税務署で申告して下さい。

市役所会場のみ LINE予約を実施します!

予約開始日時▶2月9日(月)午前9時

予約対象期間▶2月18日(水)～3月16日(月)

● 予約には安城市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。友だち登録をしていない人は、QRコード①から登録をお願いします。※希望日の2日前(土)(日)(祝を除く)までに予約してください。

● 予約の際の注意事項・画面の操作方法は、QRコード②を参照してください。

※予約がなくても当日の受付は可能です。



①



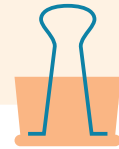
②

LINEのメニュー画面

【くらし・手続き】⇒【予約・申請】から予約ができます。



申告に関する主な制度について



要介護認定を受けている人の控除

①障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に準ずる人であると認められると、市発行の認定書で障害者控除を受けることができます。認定書を持っていない人は、高齢福祉課へ申し込んでください。

②おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、市発行の確認書でこれに代えられる場合があります。

●対象者

- ①➡65歳以上で要介護認定1～5の人
- ②➡6カ月以上寝たきり状態にある人で、医師が治療上おむつの使用が必要であると認めた人

●申込み 高齢福祉課(☎〈71〉2223)

※認定書、確認書は申込み後1週間程度で送付します。

市民税・県民税の電子申告

令和8年度(令和7年)分から、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを利用して市民税・県民税の申告ができますようになります。令和7年に所得がなかった人でも、国民健康保険の軽減を受ける人や、非課税証明書を取得する人は、市民税・県民税の申告が必要です。来庁不要で24時間・365日利用できる電子申告システムを、ぜひご利用ください。

システム利用に必要なもの

- マイナンバーカード(数字4桁の券面事項入力補助用パスワード、英数字6～16桁の署名用電子証明書用パスワードが必要。)
- 申告用デバイス(スマートフォン、パソコン等)
- メールアドレス
- 添付書類(源泉徴収票、控除証明書等)

※詳しい申告方法や必要な添付書類については、右記QRコードより市HP参照。



ふるさと納税のワンストップ特例が無効になる人

確定申告をする人は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効になります。

確定申告の際は、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除を申告をする必要があります。また、ふるさと納税の寄附先が5団体を超える人も、ワンストップ特例の申請が無効になるため、同様に確定申告をする必要があります。

医療費控除

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示による申告はできません。

なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。

図▶財政課(☎〈71〉2275)

ふるさと納税と安城市の現状について

返礼品を目的としてふるさと納税を活用する人が年々増加しています。ふるさと納税で他市へ流出した市民税の減収分は国から補填されないため、市の財政に大きく影響します。

